

新潟県病院局訓令第4号

局 本 庁  
施 設

新潟県病院局文書記号規程（昭和35年新潟県病院局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月31日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前																																													
<p><b>第2条</b> 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記 号</th> <th>病 院 名 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県津病</td> <td>新潟県立津川病院</td> </tr> <tr> <td>県新病</td> <td>新潟県立がんセンター新潟病院</td> </tr> <tr> <td>県芝病</td> <td>新潟県立新発田病院</td> </tr> <tr> <td>県リウ</td> <td>新潟県立リウマチセンター</td> </tr> <tr> <td>県坂病</td> <td>新潟県立坂町病院</td> </tr> <tr> <td>県吉看専</td> <td>新潟県立吉田病院附属看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県芝看専</td> <td>新潟県立新発田病院附属看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県十看専</td> <td>新潟県立十日町看護専門学校</td> </tr> </tbody> </table>		記 号	病 院 名 等	(略)		県津病	新潟県立津川病院	県新病	新潟県立がんセンター新潟病院	県芝病	新潟県立新発田病院	県リウ	新潟県立リウマチセンター	県坂病	新潟県立坂町病院	県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校	県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校	県十看専	新潟県立十日町看護専門学校	<p><b>第2条</b> 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記 号</th> <th>病 院 名 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県津病</td> <td>新潟県立津川病院</td> </tr> <tr> <td>県新病</td> <td>新潟県立がんセンター新潟病院</td> </tr> <tr> <td>県芝病</td> <td>新潟県立新発田病院</td> </tr> <tr> <td>県リウ</td> <td>新潟県立リウマチセンター</td> </tr> <tr> <td>県坂病</td> <td>新潟県立坂町病院</td> </tr> <tr> <td>県吉看専</td> <td>新潟県立吉田病院附属看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県芝看専</td> <td>新潟県立新発田病院附属看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県十看専</td> <td>新潟県立十日町看護専門学校</td> </tr> <tr> <td><u>県病加清</u></td> <td><u>加茂病院事業清算事務所</u></td> </tr> <tr> <td><u>県病吉清</u></td> <td><u>吉田病院事業清算事務所</u></td> </tr> </tbody> </table>		記 号	病 院 名 等	(略)		県津病	新潟県立津川病院	県新病	新潟県立がんセンター新潟病院	県芝病	新潟県立新発田病院	県リウ	新潟県立リウマチセンター	県坂病	新潟県立坂町病院	県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校	県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校	県十看専	新潟県立十日町看護専門学校	<u>県病加清</u>	<u>加茂病院事業清算事務所</u>	<u>県病吉清</u>	<u>吉田病院事業清算事務所</u>
記 号	病 院 名 等																																														
(略)																																															
県津病	新潟県立津川病院																																														
県新病	新潟県立がんセンター新潟病院																																														
県芝病	新潟県立新発田病院																																														
県リウ	新潟県立リウマチセンター																																														
県坂病	新潟県立坂町病院																																														
県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校																																														
県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校																																														
県十看専	新潟県立十日町看護専門学校																																														
記 号	病 院 名 等																																														
(略)																																															
県津病	新潟県立津川病院																																														
県新病	新潟県立がんセンター新潟病院																																														
県芝病	新潟県立新発田病院																																														
県リウ	新潟県立リウマチセンター																																														
県坂病	新潟県立坂町病院																																														
県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校																																														
県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校																																														
県十看専	新潟県立十日町看護専門学校																																														
<u>県病加清</u>	<u>加茂病院事業清算事務所</u>																																														
<u>県病吉清</u>	<u>吉田病院事業清算事務所</u>																																														

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。